

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会白根本所、味方支所、月潟支所が立地する市街地地域においてはいずれも0.5mから3.0mの浸水が予想されている。また当会が所在する新潟市南区内の商業地区、工業地区、農業地区の浸水予想は以下の通りである。

	地区	浸水予想・m
商業地区	大通商業地区	0.5-3.0、一部3.0-5.0
	白根商店街	0.5-3.0
	月潟商店街	0.5-3.0、一部0.5未満
	庄瀬商店街	0.5-3.0、一部家屋倒壊氾濫想定区域
	新飯田商店街	0.5-3.0
	臼井商店街	0.5-3.0、一部0.5未満及び一部家屋倒壊氾濫想定区域
工業地区	白根北部工業団地	0.5-3.0
	和泉工業団地	0.5-3.0
農業地区	大郷地区	0.5-3.0、3.0-5.0、5.0-10.0、家屋倒壊氾濫想定区域

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると当会が所在する新潟市南区では、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は6-26%である。

(その他)

当会が所在する新潟市南区には山間地がないので土砂崩れの危険はない。その一方で区の東側に信濃川、中央に中ノ口川が流れており、上表のように各所に家屋倒壊氾濫想定区域が存在する。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、中ノ口川沿いの白根商店街地区と大通商業地区、及び信濃川沿いの臼井商店街において軟弱地盤に起因する被害が目立った。被災後の当会調べでは被災事業者26者、被害総額は建物が約905万円、商品製品仕掛品が約136万円であった。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症は当地域においても脅威である。特に各商店街には飲食店が集中する地区があり、また年間を通じて区内では各種イベントが盛んである。これら地域的な要因により当地域でも急速なまん延が住民の生命、健康に重大な影響を与える恐れがある。

2 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,536 者
- ・小規模事業者 1,364 者
- ・新潟みなみ商工会員数 809 者

(以下に業種別内訳を示す 令和6年9月末当会調べ、単位・者)

業種	商工業者数	小規模事業者数	新潟みなみ商工会会員数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	323	309	222	新潟市南区内に広く分散している
製造業	231	181	122	同上
卸売業	70	52	26	同上
小売業	346	307	173	同上
飲食・宿泊業	118	110	66	中ノ口川と信濃川沿いの商店街に多い
サービス業	345	318	162	新潟市南区内に広く分散している
その他の業種	103	87	38	同上
合計	1,536	1,364	809	

3 これまでの取組

(1) 当市の取組

- ・新潟市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・新潟市感染症予防計画の策定
- ・応急対応マニュアルの策定
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新潟市総合ハザードマップの作成
- ・防災行政無線、にいがた防災メール、市ホームページ、市公式LINE等のSNS等による情報発信手段の充実
- ・(南区) 防災セミナー、中学校防災教室等の実施

(2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援（新潟県商工会連合会「事業継続力強化支援加速化事業」の実践）
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

II 課題

2点あげることができる。まずBCP策定まで至らない事業者への支援体制の整備である。当地区内の事業所は、規模の大小に関わらずほとんどの事業者が災害等リスクに対する事前対策を行っていないのが実情である。サプライチェーンの重要性を痛感しているであろう中小製造業者の中には、取引先からBCP策定を提案されているにもかかわらず未作成の事業所が存在する。経営者は日頃の社業に忙殺され手が回らないと話している。

次に災害が発生した際の連絡手段の未整備である。令和6年1月発生 of 能登半島地震の際、被害状況の把握において、事業者から個別に報告があった他は、商工会事務局が個別に電話連絡で被害状況の把握を行わざるを得なかった。把握に多くの時間を要し、必要な支援体制を整えるのに手間取ったことは記憶に新しい。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日、休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

- ・ 平成26年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回指導時の機会を利用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確実な情報や流言飛語に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・ 平成26年に危機管理マニュアルを作成し、随時更新している（別添）。

③ 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。

④ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 本策定の支援計画について状況確認や改善点等について当市及び当会の間で協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害等（震度5強以上の地震等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否確認を行う。(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当市と当会で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、新潟市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の方針を決める。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

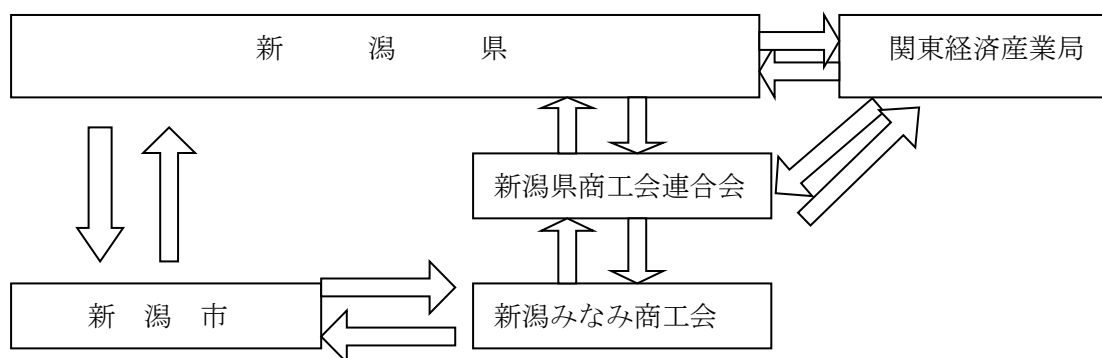
発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～1 ヶ月	必要に応じて適宜共有する
1 ヶ月以降	状況を勘案しながら適宜共有する

- ・当市で取りまとめた「新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

【連絡体制図】



< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、新潟市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、新潟市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制																													
(令和6年12月現在)																													
<p>(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)</p> <p>【実施体制図】</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">新潟みなみ商工会 (白根本所)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">事務局長 1 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法定経営指導員 2 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経営指導員 1 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補助員 1 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">記帳専任職員 2 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">記帳指導職員 1 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般職員 1 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般臨時職員 1 名</td> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">味方支所</th> <th style="width: 50%;">月潟支所</th> </tr> <tr> <td>経営指導員 1 名</td> <td>経営指導員 1 名</td> </tr> <tr> <td>補助員 1 名</td> <td>補助員 1 名</td> </tr> <tr> <td>記帳専任職員 1 名</td> <td>記帳専任職員 1 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記帳指導員 1 名</td> </tr> </table> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">連携・連絡調整</div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">新潟市 南区役所 産業振興課</div> <div style="margin: 0 10px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">新潟市南区 地域総務課</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">連携・確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">新潟市南区 健康福祉課</div> </div> </div> </div>		新潟みなみ商工会 (白根本所)		事務局長 1 名		法定経営指導員 2 名		経営指導員 1 名		補助員 1 名		記帳専任職員 2 名		記帳指導職員 1 名		一般職員 1 名		一般臨時職員 1 名		味方支所	月潟支所	経営指導員 1 名	経営指導員 1 名	補助員 1 名	補助員 1 名	記帳専任職員 1 名	記帳専任職員 1 名		記帳指導員 1 名
新潟みなみ商工会 (白根本所)																													
事務局長 1 名																													
法定経営指導員 2 名																													
経営指導員 1 名																													
補助員 1 名																													
記帳専任職員 2 名																													
記帳指導職員 1 名																													
一般職員 1 名																													
一般臨時職員 1 名																													
味方支所	月潟支所																												
経営指導員 1 名	経営指導員 1 名																												
補助員 1 名	補助員 1 名																												
記帳専任職員 1 名	記帳専任職員 1 名																												
	記帳指導員 1 名																												
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 本間 晃 (連絡先は後述(3)①参照)</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上) 																													
<p>(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先</p> <p>①商工会/商工会議所 新潟みなみ商工会 (白根本所) 経営支援室 〒950-1217 新潟県新潟市南区白根 1240-3 電話：025-373-4181 /FAX：025-373-4199 E-mail：n-minami@shinsyoren.or.jp</p> <p>②関係市町村 新潟市南区役所 産業振興課 〒950-1292 新潟県新潟市南区白根 1235 電話：025-372-6505 /FAX：025-371-0020 E-mail：sangyo.s@city.niigata.lg.jp</p> <p>※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。</p>																													

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	70	20	70	20	70
・専門家派遣費	20		20		20
・セミナー開催費		20		20	
・パンフ、チラシ 作成費			50		
・防災、感染症 対策費	50				50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新潟市補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし